

現 場 説 明 書

令和 8 年度

沖縄県下水道事務所

1. 工 事 名 宜野湾浄化センター電気設備移設工事 E26
2. 工事場所 一般競争入札公告のとおり
3. 工 期 一般競争入札公告のとおり
4. 入札条件 一般競争入札公告のとおり
5. 工事内容 一般競争入札公告のとおり
6. 関連工事 なし

7. 工事範囲

- ・本書による説明事項
- ・本工事特記仕様書・設計図書に示す工事の施工一切

8. 質問回答

説明事項、設計図書への質問回答はすべて文書で行う。

質問書（様式は別紙 1 のとおり）は提出会社名を記入のうえ、電送（FAX 又は mail 【xx069205@pref.okinawa.lg.jp】）又は持参で提出し、提出期限は別紙一般競争入札公告に記載がない場合は入札日の 7 日前（休日を除く）までとする。なお、質問がない場合は提出不要。

※電送で提出する場合は必ず電話で到達確認を行うこと。

- ・回答方法 沖縄県下水道事務所に掲示する。
入札情報システムに掲載する。
- ・提出場所 沖縄県下水道事務所
- ・宛 先 〒901-2221 宜野湾市伊佐 3-12-1（宜野湾浄化センター 2 階）
- ・F A X 098-870-2268

9. 技術者の設置

主任技術者又は監理技術者は、建設業法の規定に基づき、下請金額に応じて設置が義務付けられるが、共同企業体の場合、代表者は監理技術者を、構成員は主任技術者をそれぞれ当該工事現場に専任で配置しなければならない。専任を要する場合の技術者の専任期間は本工事特記仕様書による。

10. 工程管理等

- (1) 毎週 1 回以上の関連工事を含めた工程会議を開催する。
- (2) 安全衛生協議会に入会し、毎月 1 回以上の協議会を開催する。
- (3) 上記工程会議及び安全衛生協議会の協議結果は、毎月定期報告書として監督員に報告する。
- (4) 上記工程会議及び安全衛生協議会は受注者が中心となる。

11. 工事用水・仮設電力等

当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつその設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

12. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は原則として別紙 2 による。
- (2) 監督員の指示により、安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。

13. 官公庁諸手続き

- (1) 本工事に必要な諸官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつこれらの手続きに要する費用は受注者の負担とする
- (2) 資材の搬出入についての諸手続きは、所管警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ受注者が行うこととし、実施に当たっては、関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮する。

14. 工事保険等

受注者は、工事目的物を対象とする工事保険に加入しなければならない。その期間は、原則として工事現場着手の時から、工事完成期日後 14 日以上とする。また保険契約（証書）等の写しを遅滞なく監督員に提出する。

15. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出

入りすることのないようにすること。

- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。

16. 本工事の建設リサイクル法及び建設副産物等について

- (1) 受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。
- (2) 受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。（下請者への告知）
- (3) 受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
- (5) 本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
- (6) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記5.に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

別紙

- ① 再資源化報告書様式
- ② 再生資源利用計画書（実施書）様式
- ③ 再生資源利用促進計画書（実施書）様式

④ 説明書等様式（契約時提出）

17. 建設業退職金共済制度について

- (1) 当該工事を受注した受注者（以下「受注者」という。）は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を提出すること。
- (2) 前項の収納書は工事契約締結後 1 か月以内に提出するものとする。ただし、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注者に申し出たときは、この限りではない。
- (3) 受注者は前項ただし書きの申し出を行う場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により行うこと。
- (4) 受注者は第 2 項ただし書きの申し出をおこなった場合、請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出するものとする。なお、受注者が第 2 項ただし書きの申し出を行った場合、請負契約額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、受注者はその理由を書面により発注者へ提出しなければならない。
- (5) 受注者は発注者から共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求められたときは当該受払い簿その他関係資料を提出すること。
- (6) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (7) 受注者は下請契約を締結する際、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (8) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者はできる限り下請業者の事

務の受託に努めること。

18. 債務負担行為工事

- (1) 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
- (2) 各会計年度における請負代金の支払い限度額（以下「支払限度額」）は、次の割合のとおりとする。

令和8年度	約40%
令和9年度	約60%
- (3) 発注者は予算の都合上その他必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

19. 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第41条関係）

本契約においては、契約書第41条第3項を適用し、契約会計年度に翌会計年度の前払金を含めて支払うものとする。

質 問 表

令和 年 月 日

下水道事務所 設備班あて

TEL 098-898-5988
FAX 098-870-2268

会 社 名 : _____
代表者名 : _____
T E L : _____
質問者名 : _____

※持参、メール又はFAXにより提出すること。
メール、FAXの場合は必ず電話により到達確認を行うこと。

工事名 : _____

質 問 内 容	
回 答	

*** 下水道事務所押印欄 ***

班 長	担 当

受 付 印

別紙 2

工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した表示板を設置するものとする。

140cm	114cm			
	110cm			
	ご迷惑をおかけします		「ご協力お願いします」、「ご迷惑をおかけします」などの挨拶文を記載	
	○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す			別添参考資料の工事内容を参照
	令和○年○月○日まで 時間帯 ○:○○~ ○:○○		工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、 <u>実際の現場作業が終了する予定日、工事時間帯等を標示すること。</u>	
○○○○工事		「別添参考資料」を仕様書に添付		
工 事 名 ○○センター○○設備工事 契 約 工 期 令和○○年○月○日～令和○○年○月○日 当初請負額 発 注 者 沖縄県 下水道事務所 ○○○○班 電 話 ○○○-○○○-○○○ 施 工 者 ○○○○建設株式会社 電 話 ○○○-○○○-○○○				一般住民が電話をすることを想定した連絡先を記載すること。(例：現場事務所の電話番号など)

※看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。使用しない場合については、監督員と協議すること。

※色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○ ○ ○ ○ ○ ○ を な お し て い ま す」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

※時間帯は24時間表示とする。

※内容に変更がある場合は、速やかに訂正すること。

(参考様式3) (法第12条第2項の規定による告知用)

説 明 書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

☐ 別表1 (建築物に係る解体工事)

☐ 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

☐ 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の別添資料 (添付する場合)

☐ 案内図

☐ 工程表

工事名：

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)

(受注者の見積金額)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(参考様式 7) 法第 18 条第 1 項の規定による報告用

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 ー) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、
特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1 工事の名称

2 工事の場所

3 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日

4 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込)

(参考添付資料)

- ☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- ☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)